

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立榛名公園
所在地	高崎市榛名湖町地内
所管部局・課	環境森林部 自然環境課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法、群馬県立公園条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 【公園】県民の公共の福祉の増進と観光振興 【ビジターセンター】榛名湖周辺の適正な維持管理、地域独自の自然環境への理解の伸長
(2) 設置当初の状況 昭和天皇のご成婚の大典を記念して御料林の払い下げを受けて設置された。
(3) 施設を取り巻く現状 トイレ、ビジターセンター、駐車場は老朽化し修繕や改修の必要箇所が年々増加しているが、大規模な改修は難しい状況にある。

3 施設の概要

設置年月日	大正13年4月28日(ビジターセンターは昭和58年)
敷地面積(所有者)	395ヘクタール(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	ビジターセンター(541.52平方メートル、鉄筋コンクリート1階建)
建設費	106,285千円

◇入園料・利用料等 (円)		◇利用時間(休館日)
区分	金額	※ビジターセンター 開館時間:午前9時から午後3時45分まで(休館日:年末年始)
一般	無料	
大学生・高校生等		

4 施設における実施事業

(1) 自然豊かな県立公園とその周辺の自然の生い立ちや動・植物及び人々の歴史などを展示する(ビジターセンター)
(2) 県管理施設小規模維持補修(公衆トイレ等)

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	7,337	7,511	7,089	7,288	9,840	9,821	9,846
使用料	7,337	7,511	7,089	7,288	9,840	9,821	9,846
歳 出(②)	15,378	17,126	17,867	13,539	25,402	13,430	14,154
非常勤職員	1,988	1,897	1,870	1,754	1,676	1,676	1,670
修繕費	1,336	480	1,692	634	2,368	868	682
委託費	8,886	7,939	7,939	7,741	7,751	7,816	7,815
工事費	3,168	6,810	6,366	3,410	13,607	3,070	3,987
歳入・歳出の差額(①－②)	-8,041	-9,615	-10,778	-6,251	-15,562	-3,609	-4,308
歳入・歳出の主な増減理由	【歳入】占用物件の増減 【歳出】自然災害(R元年度)の有無、駐車場・園路・公衆トイレ等公園施設の工事費・修繕費の増減						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
臨時・非常勤職員	1	1	1	1	1	1	1
合 計	1	1	1	1	1	1	1

7 施設利用の状況

年度別の利用者数

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間利用者総数(人)	858,240	772,200	595,220	569,550	825,540	837,960	807,960
有料利用者数(人)							
無料利用者数(人)	858,240	772,200	595,220	569,550	825,540	837,960	807,960
目標利用者数(人)※2	-	-	-	-	-	-	-
施設稼働率(%)※3	-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由	・新型コロナウイルス感染拡大状況、レンゲツツジ等の開花状況、イルミネーション開催時の天候等により大きく変動する。 ・利用者数は、「観光地点別・月別観光客入込客数」(県観光魅力創出課)により算出。						

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	・都市公園法の「都市公園」 ・全ての土地が県有地 ・公園の魅力である自然環境・景観を「保全」する観点と、その自然環境・景観を体験してもらい観光振興を図る「利用」の観点が求められており、自然公園と同様な管理運営を実施している。 ・地元の高崎市は観光名所(4大スポーツ大会開催地)として位置付けており、県(自然環境・景観の保全)・市(観光振興による利用)で役割分担を明確化し、公園の利用促進を図っている。
指定管理者制度	・現在、県立赤城公園が指定管理者制度の導入を進めており、その状況を見ながら導入を検討していきたい。
業務等の見直し	・現在、県立赤城公園が指定管理者制度の導入を進めており、その状況を見ながら導入を検討していきたい。
施設運営に当たった課題	・ビジターセンター、ロッジ、トイレ等の公園施設の老朽化が進んでおり、利用者や地元住民等から再整備の要望が出されているが、現在県立赤城公園の再整備を優先して実施しているため、その状況を見ながら、今後の施設運営を検討していきたい。